

区立小中学校再編計画の概要

1. 再編に関する考え方

(1) 基本的事項

区立小中学校の再編は、速やかに取り組むべき教育行政上の課題と考えます。

1学級の規模については現行の40人学級を前提としますが、必要な教科にかかる少人数指導や習熟度別授業を積極的に進めます。

再編は、統合、通学区域の変更により行います。

区立小中学校の望ましい規模は、集団活動に活力があふれ児童生徒相互間、教師と児童生徒間にさまざまなかかわり合いができることなどを考え、さらに少子化傾向を踏まえ同じ学校での統合を繰り返さないため、次のとおりとします。

小学校 18学級(学年3学級)程度を目指しますが、通学区域や施設バランス等を考え、少なくとも12学級(学年2学級)を維持します。

中学校 15学級(学年5学級)程度を目指しますが、通学区域や施設バランス等を考え、少なくとも9学級(学年3学級)を維持します。

小規模化の著しい学校については、早期に再編に着手します。

再編にあたっては、原則として既存の校舎を活用し、あわせて教育環境の確保・向上を行うための工事を行います。なお、改築期を迎える等条件が整っている場所については、再編と改築とをあわせて行います。

通学区域については、現行の通学区域を尊重しつつ、次の点を勘案しますが、中野区の実情からはすべての条件を満たすことは困難なため、総合的に判断して調整をします。

ア 幹線道路や鉄道の横断

イ 小学校と中学校の通学区域の整合性

ウ 通学距離

エ 地域コミュニティ

統合を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置することを原則とします。

統合新校の位置は、全体的なバランスや将来の改築を想定した学校敷地の状況等を総合的に判断して定めます。

(2) 計画期間

計画期間は、平成17年度から平成31年度までの15年間とします。

計画期間を5年ごとに前期、中期、後期の3期に分けます。

ア 前期5年間について、具体的な再編スケジュールを明らかにします。

イ 中期、後期については、再編の対象となる学校名を掲げますが、再編

の時期、統合新校の位置、手順など具体的計画については、今後の児童生徒数の推移等も勘案しながら、5年ごとに計画を改定する中で明らかにします。

(3) 再編に伴う諸課題の取り扱い

障害学級の確保

現に障害学級を設置している学校を統合する場合は、その時点での学級を確保します。障害学級は、原則として統合新校に引き続き設置しますが、全体的なバランスや校舎の収容能力等を勘案し、必要に応じて近隣の学校に移設します。

円滑な再編のための取り組み

統合の対象になった学校においても、実際に統合が行われるまでは数年間あります。この間も、各学校は、子どもたちが引き続き充実した学校生活を送り、適切な教育が受けられるようにしていきます。

新入生の数が少なくなっても、再編が行われるまで教員数を確保して学級を維持し、充実した教育が受けられるよう努めます。

統合の対象になった学校では、統合校合同で移動教室や生活科実習、集会などの交流活動を進め、統合を円滑に行う工夫をしていきます。教育委員会としても、事務局にコーディネーターを配置し、学校と十分連携を取りながら、新しい意欲的な取り組みを行っていきたいと考えています。これらの取り組みは、統合新校に引き継がれていきます。

また、統合新校設置時においても、新校が円滑にスタートできるよう、教員の加配や統合対象校からの継続的な人員配置など、人的措置を含めた支援を行います。

学校再編に伴う指定校変更

子どもたちが通う学校については教育委員会が指定しており、指定された学校の変更を希望される場合には、理由に応じて教育委員会が承認することになっています。学校再編に伴い、在学中に統合することになる学校への入学予定者については、再編後の新たな通学区域や通学距離などを考慮した特例を、また、統合の時点での在校生についても、交友関係や通学距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をすることとします。

通学の安全対策

具体的な学校の再編にあたっては、既存の通学区域を尊重しながら、幹線道路や鉄道の横断などについて配慮した通学区域の設定に努めまし

たが、校舎の位置の制約などから、新たに幹線道路や鉄道を横断する通学区域を設定したところがあります。こうした学校については、再編対象校の実情を踏まえ、現在小学校に配置している安全誘導員を拡充するなど、通学の安全について十分配慮していきます。特に西武新宿線の横断については、通学の安全確保の観点からの働きかけを鉄道事業者に対して行います。

再編にあたっての手順

学校の再編は、学校が地域のシンボル・財産として多くの地域住民から親しまれていることを踏まえると、当該学校のみならず、周辺地域に大きな影響を与えることとなります。

統合新校は、廃止される各学校の歴史を継承します。学校は統合されても、これまでの歴史は脈々と受け継がれていきます。

学校を廃止して、新たな学校として統合する場合、新たな名称や特色、学校指定品の扱いなど、細部にわたって詰めなければならない課題も多くあります。さらに、統合に伴って改築を行う場合には、新校舎の構想や計画をまとめる段階から、広く区民の意見を採り入れて進める必要があります。

これらのことから、学校の統合は、関係者や地域住民の参加のもとに進めていくことが求められます。そこで、統合の組み合わせごとに(仮称)学校統合委員会を設け、これらの検討を行っていきます。

(仮称)学校統合委員会は、改築を伴わない場合は、統合を予定している時期の2年前に設置します。改築を伴う場合は、1校の改築につき、概ね設計等に3年間を要するため、工事を予定している時期の3年前に設置することとします。

2. 前期における区立小中学校の再編

(1) 前期に再編する学校

前期5か年においては、特に小規模化の著しい学校を解消し、学校規模の確保を図ることを目的に再編を行います。また、改築期が迫っている学校については、前期の期間中から改築の準備に入ります。

小学校

平成16年度実数及び平成17年度から26年度の推計において、すべての年度で9学級以下(1学年1学級の学年が全体の半数以上)の学校の小規模化を解消します。この基準に該当する学校は、仲町小学校、桃丘小学校、沼袋小学校、東中野小学校です。

中学校

平成16年度実数及び平成17年度から26年度の推計において、すべての

年度で6学級以下(全学年2学級以下)の学校の小規模化を解消します。この基準に該当する学校は、第十中学校、第十一中学校、中野富士見中学校です。

第十中学校はこの基準に該当するため、同校と隣接校の統合を検討しましたが、第九中学校からの通学区域の変更を中期に予定していることから、前期5か年においては再編を行わないものとします。

警察大学校等移転跡地・その周辺地区での新校の開設

第九中学校と中央中学校とを統合します。統合新校は、警察大学校等移転跡地・その周辺地区に校地を確保します。校舎の建設自体は中期以降の期間中となりますが、校舎の建設には相当の期間を要することから、
の基準にはあてはまりませんが、前期の期間中からその検討を開始します。

(2) 統合の組み合わせと統合新校の位置

以下の学校について、当該地域の学校規模の適正化を図るため、統合します。

桃園第三小学校、仲町小学校、桃丘小学校の統合
統合新校は、桃園第三小学校の位置に設置します。

中野昭和小学校、東中野小学校の統合
統合新校は、中野昭和小学校の位置に設置します。

野方小学校、丸山小学校、沼袋小学校の統合
3校を統合し、2校の統合新校を設置します。統合新校は、野方小学校、丸山小学校の位置に設置します。

第一中学校、中野富士見中学校の統合
統合新校は、第一中学校の位置に設置します。

第六中学校、第十一中学校の統合
統合新校は、第十一中学校の位置に設置します。

第九中学校、中央中学校の統合
統合新校は、警察大学校等移転跡地・その周辺地区に校地を確保します。

3. 中期及び後期における区立小中学校の再編

(1) 中期及び後期に再編する学校

中期及び後期においては、前期に引き続き小規模校を解消し、学校規模の確保を図ることを目的に再編を行います。なお、平成20年度を目途に計画を改定し、校舎の位置や時期等を定めませんが、それに先立って、区民論議の場を設けます。

小学校

平成16年度実数及び平成17年度から26年度の推計において、概ね12学級(学年2学級)を維持していない学校の小規模化を解消します。

年度ごとに数人の範囲で学級数の変動が見込まれる場合もあることから、11年間のうち7年以上、12学級に満たない学校とします。この基準に該当する学校は、向台小学校、大和小学校、中野昭和小学校、新山小学校、西中野小学校です。このうち、中野昭和小学校は、前期計画で東中野小学校と統合することとしています。

中学校

平成16年度実数及び平成17年度から26年度の推計において、概ね9学級(学年3学級)を維持していない学校の小規模化を解消します。

年度ごとに数人の範囲で学級数の変動が見込まれる場合もあることから、11年間のうち7年以上、9学級に満たない学校とします。この基準に該当する学校は、第四中学校、第六中学校、第八中学校、中央中学校です。このうち、第六中学校と中央中学校は、前期計画でそれぞれ第十一中学校、第九中学校と統合することとしています。

(2) 統合の組み合わせ

以下の学校について、当該地域の学校規模の適正化を図るため、統合します。

中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合

3校を統合し、2校の統合新校を設置します。

桃園小学校、向台小学校の統合

大和小学校、若宮小学校の統合

鷺宮小学校、西中野小学校の統合

第三中学校、第五中学校、第十中学校の統合

3校を統合し、2校の統合新校を設置します。

第四中学校、第八中学校の統合